

第1部 総説

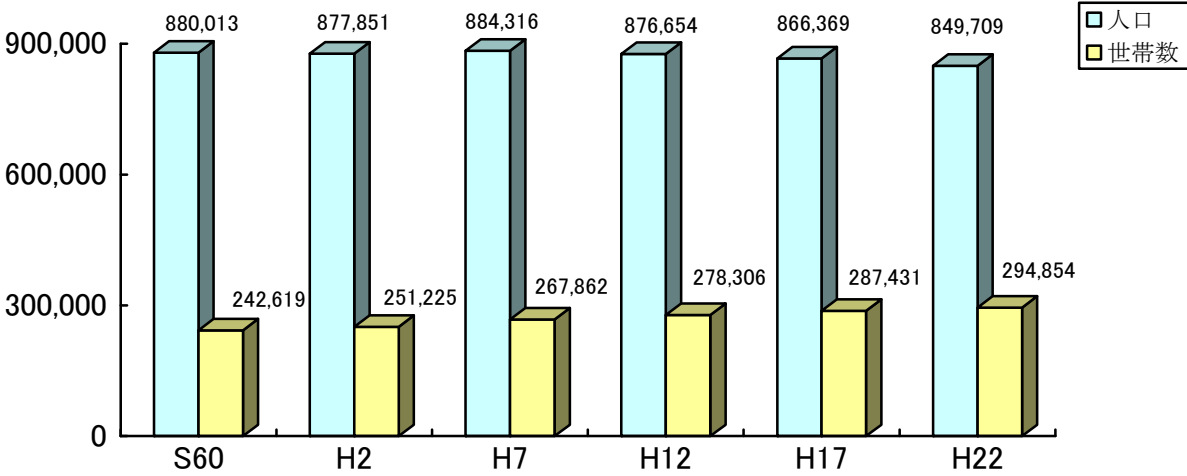
第1章 県勢の概要

佐賀県は、九州の北西部に位置し、土地面積は2,439.65 km²（平成22年10月1日現在、国土地理院調べ）である。東は筑後川や脊振山地を境として福岡県と接し、西は国見山系や多良山系などを境として長崎県と接しており、北は玄界灘、南は有明海に面している。

平成22年10月1日現在の人口は、849,709人（平成22年国勢調査佐賀県公表速報値）で、人口密度は348.3人/km²となっている。

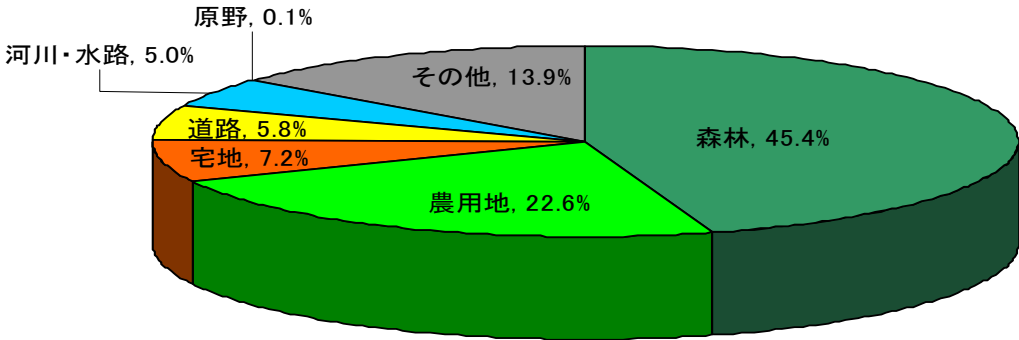
土地利用の構成比は、森林45.4%、農用地22.6%、宅地7.2%、道路5.8%、河川・水路5.0%、原野0.1%、公共施設用地・耕作放棄地・レクリエーション施設用地等を含む「その他」が13.9%となっている。

図1-1 人口、世帯数の推移（各年10月1日現在）



資料：統計調査課

図1-2 土地利用状況（平成21年10月1日調査）



資料：土地対策課

第2章 佐賀県の環境の現況と課題

第1節 循環〔環境への負荷の少ない循環を基調とする社会づくり〕

1. 地球環境の保全

(1) 現況

○地球温暖化の防止

- ・日本は、「京都議定書」に基づき、温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の間に1990年比で6%削減するよう取組みを進めてきたが、この京都議定書後の新たな目標について、2009年9月に鳩山首相が国連総会の場で、すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意を前提に2020年までに1990年比で25%削減を目標とすることを表明しており、新たな国際枠組みづくりに注目が集まっている。
- ・本県の状況についてであるが、2008年度における本県の温室効果ガス排出量は5,512千トであり、1990年度と比べ6.7%減少している。
- ・また、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素についてみると、本県の2008年度の排出量は1990年度と比べ4.0%減少しているが、民生業務部門は、38.9%の増となっている。

○オゾン層の保護

- ・オゾン層破壊に大きくかかわるCFC（特定フロン）やハロン類は「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」により、現在までに生産が全廃されており、また、HCFC（特定フロン）等や臭化メチルについても生産量と消費量の削減スケジュールが定められている。
- ・過去に生産された家庭用冷蔵庫、カーエアコン、業務用冷凍空調機器などの中には特定フロンが冷媒として現在でも使用されており、機器を廃棄する段階での大気中への放出が問題となっている。
- ・平成13年4月から家電リサイクル法が施行され、家庭用冷蔵庫及びルームエアコンの冷媒として使用されているフロン類の回収が制度化されている。
- ・さらに、平成14年4月に施行されたフロン回収破壊法により、登録事業者によるカーエアコン及び業務用冷凍空調機器からフロン類の回収及び破壊処理を徹底する法体系が整備され、また、処理システムも充実し、回収量は増加している。
- ・使用済み自動車のカーエアコンに使用されたフロン類については、平成17年1月から施行された自動車リサイクル法の中で、回収及び破壊が取り組まれている。

○酸性雨対策

- ・わが国では、年平均値pH4台の酸性雨が観測されており、本県も同様の状況である。
- ・石炭、石油などの化石燃料の燃焼に伴って排出される硫黄酸化物、窒素酸化物が酸性雨の原因とされているが、これらは、気流によって国境を越えて移動するため、国際的な問題となっている。
- ・わが国では、現在までその被害ははっきりと把握されていないが、これまでのような酸性雨が継続すると、将来的には生態系等への影響が顕在化するおそれがあるといわれている。

○国際的取組の推進

- ・地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨や黄砂など国境を越えて影響を及ぼす地球環境問題へ対処するためには、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体などと連携し、国際協力を積極的に推進していく必要がある。
- ・平成5年度から日韓海峡沿岸環境技術交流事業として、釜山広域市など韓国南岸1市3道と福岡、長崎、山口（平成12年度から参加）、佐賀の4県で共同調査研究を行っている。
- ・平成22、23年度は、一般市民への情報発信をするため、日韓8県市道の環境分野に係る行政施策や調査・研究等について発表する「環境シンポジウム」を開催する。

(2) 課題

○地球温暖化の防止

- ・平成16年3月に策定した「佐賀県地球温暖化防止地域計画」においては、2010年の県内の温室効果ガスを、1990年比7%削減することを目標にしている。
- ・地球温暖化対策に取組み、低炭素社会を実現していくため、実用化された電気自動車等の次世代自動車の普及促進や、ガソリン車の適正利用の推進、太陽光発電などの新エネルギーの利用促進、家庭や産業・事業活動における省エネルギーの推進、森林等の二酸化炭素吸収源の確保、環境教育の推進等のため、各種対策を確実に推進していく必要がある。

○オゾン層の保護

- ・依然としてフロン類は使用されており、オゾン層保護のため、一層の回収破壊を推進する取組が必要である。

○酸性雨対策

- ・酸性雨についての継続した観測と硫酸化物、窒素酸化物など原因物質の排出削減が必要である。

○国際的取組の推進

- ・行政における交流事業において環境技術レベルの向上など一定の成果を上げているが、今後は、行政施策に反映したり、県民や事業者の参加を積極的に推進するなど、環境保全活動につながる調査研究を実施していくことが必要である。

2. 大気環境の保全

(1) 現況

- ・本県では、環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及びベンゼン等有害大気汚染物質について測定している。
- ・光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の季節的な気象状況による基準超過が例年見られるものの、その他の項目については、ほぼ環境基準を達成している。
- ・このうち、光化学オキシダントについては、例年全ての観測局で環境基準を超過しており、平成21年5月8日・9日には、県内11の市や町で光化学オキシダント注意報を発令し、平成20年から2年連続での注意報発令となった。
- ・近年、光化学オキシダント濃度が高くなる原因について、国や地方の研究所の研究等により、大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下の影響が示唆されているが、その原因は、まだ明確にされていない。
- ・本県における自動車保有台数（平成21年度末 約64万8千台）は増加傾向にあったが、平成18年度頃からほぼ横ばい状態にある。

(2) 課題

- ・光化学オキシダント、黄砂及び酸性雨等の東アジア地域の環境問題に対して、国や九州各県が連携・協力して取組むなど、広域的な観測体制の整備等が必要である。
- ・また、従来工場・事業場に対する排出規制・指導とあわせて、自動車交通流の円滑化、窒素酸化物等の排出量が大きいディーゼル車排出ガス低減対策、低公害車の導入、道路緑化等を推進することが必要である。

3. 水環境の保全

(1) 現況

○河川・湖沼・海域の水質

- ・ 県内の河川、湖沼及び海域の水質は、人の健康に有害な物質（健康項目）については、例年すべての測定地点で環境基準を達成している。
- ・ また、各種水利用の障害となる有機汚濁物質（生活環境項目）については、河川の環境基準達成率が年々向上するなど、水質は徐々に改善されている。
（達成率：平成元年度 65.1%→平成 21 年度 100.0%）
- ・ 一方、海域や湖沼については、有明海や北山ダムなど閉鎖性の強い水域では、プランクトン異常発生の要因の一つとされる窒素やリンに関する環境基準を達成しない年が多くみられる。

○地下水質

- ・ 地下水質については、平成元年度から県内全域の地下水を計画的に調査しており、平成 9 年 3 月には、人の健康の保護に関する環境基準が定められている。
- ・ これまでの調査では、有害化学物質や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などが一部の井戸で環境基準を超過した地区が確認されたが、このような地区では、井戸の所有者に飲料水の切り替えを指導するとともに、その後の汚染状況を監視するため、継続して地下水調査を実施している。

○水循環

- ・ 県内各地の都市化等に伴い、雨水が地下に浸透しにくい状況である。
- ・ また、水道や工業用水道における水需要は、近年ほぼ横ばい、又は減少傾向にあるものの、地域によっては依然として地下水が利用され、かんがい期の農業用水としての地下水採取が地盤沈下に影響を与えている。

(2) 課題

○河川、湖沼、海域の水質

- ・ 有機汚濁物質に関する水質については、河川における水質改善が見られるものの、一部の海域や湖沼などの閉鎖性の強い水域では、例年環境基準を超過する状況がみられる。
- ・ 家庭からの生活排水が、水質汚濁の主要な要因となっていることから、今後も引き続き公共下水道や浄化槽などの整備・促進が必要である。

○地下水質

- ・ 地下水は、いったん汚染されると急速な改善が見込めないことから、有害物質を取り扱う事業者等の適正管理や肥料の適正使用などを進めることにより、地下水汚染の未然防止が重要である。

○水循環

- ・ 水環境の保全を図るためには、水利用の各段階における水環境の負荷を低減するとともに、森林や農地などの保水機能や都市部における雨水の浸透機能などを適切に維持し、良好な水の循環を確保することが必要である。

4. 土壌・地盤環境の保全

(1) 現況

○土壌環境の保全

- ・全国で、地下水汚染や工場跡地の土壌汚染事例が数多く判明したため、土壌汚染による人の健康への影響を防止するため、平成14年5月に土壌汚染対策法が公布されている。
- ・また、平成22年4月1日の土壌汚染対策法の一部が改正では、一定規模(3,000m²)以上の土地の形質変更を行う場合は届出が必要になるなど、土壌の汚染の状況把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染された土壌の適正処理の確保に関する規定の新設等が行われた。
- ・県内には、周辺住民の健康への影響が懸念されるなど土壌の汚染状態が指定基準を超えたために、土壌汚染対策法に基づき指定された区域(要措置区域、形質変更時要届出区域)はない。

○地盤環境の保全

- ・佐賀平野では、有明粘土層と呼ばれる軟弱地盤地帯での地下水の過剰な汲み上げが原因で、昭和32年頃から地盤沈下現象が確認されている。
- ・このため、昭和49年7月に県条例により、地盤沈下が著しい白石地区や佐賀地区などの地域において、地下水の汲み上げを規制するとともに、地盤沈下や地下水水位の状況を監視している。
- ・その結果、近年では地下水位の回復や佐賀西部広域水道用水の供給開始(平成13年4月)などにより、県内の地盤沈下現象は沈静化の傾向にある。

(2) 課題

○土壌環境の保全

- ・県内では、土壌汚染対策法に基づき指定された区域はないが、有害物質により土壌が汚染されると住民の健康への影響が懸念されることから、土壌汚染の未然防止を図るため、有害物質を取り扱う事業場や適正管理等について、監視・指導することが必要である。

○地盤環境の保全

- ・近年は地盤沈下現象が沈静化しているものの、白石地区において、平成6年度には、灌漑期における異常湧水が原因で地下水が過剰に採取されたことにより、急激な地盤沈下現象を観測している。
- ・このことから、地下水採取量が気象変動等の影響を受けないように、安定した表流水利用等代替水源の確保とともに、地下水利用を削減するための地下水採取規制や、節水・地下水利用の合理化などを推進することが必要である。

5. 廃棄物対策・リサイクルの推進

(1) 現況

○一般廃棄物

- ・本県の一人1日当たりの排出量は、平成20年度で873gと全国2番目に少なくなっているが、平成20年度の総排出量は、275,599tで横ばい傾向にあり、リサイクル率も18.0%と頭打ちの状況にある。
- ・ごみ処理施設については、ダイオキシン類の排出削減を基本として環境負荷の低減を図り、併せて排出抑制・リサイクル、さらには処理費用の削減を図るため、平成11年から平成31年までの21年間の計画期間とした、「佐賀県ごみ処理広域化計画」を策定し、段階的な集約を経て、最終的に県内4ブロックでの処理を目指している。

○産業廃棄物

- ・本県の産業廃棄物の排出量は、平成20年度で3,372千tとなっており、そのうち1,556千t(46.8%)が減量化、1,679千t(50.5%)がリサイクルされ、最終処分されている量は、

87千t(2.6%)となっている。

- ・処理施設のうち、焼却施設については、平成22年3月末現在で38箇所とダイオキシンの規制強化により減少(平成12年3月末現在:67箇所)しており、最終処分場については、平成22年3月末現在で43箇所(安定型:32箇所、管理型:11箇所)です。
- ・公共関与による廃棄物処理施設については、平成15年度から施設整備に着手し、平成20年度末に完成した。施設の名称を「クリーンパークさが」に定め、平成21年4月から稼働を始めている。
- ・不法投棄については、ここ数年減少傾向にあったが平成21年度は16件と発生数増加に転じた。

(2) 課題

○一般廃棄物

- ・「佐賀県ごみ処理広域化計画」に基づき、広域化・大型化によるコスト低減、焼却残渣の高度処理による最終処分場の延命化やサーマルリサイクルの推進を図る必要がある。必要な施設整備の検討に当たっては、循環型社会形成推進交付金制度における、「地域計画」の策定に際し、3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進目標や施設整備計画が適切に行われ、確実に実行されるよう技術的な指導・助言等を行う必要がある。

○産業廃棄物

- ・最終処分場の新設・増設は困難な状況が続いており、減量化・リサイクルを推進して、最終処分量を減少させる必要があるとともに、公共関与型廃棄物処理施設の安定稼働を推進する必要がある。
- ・既存の処分場については、適正な維持管理基準の徹底を図り、環境汚染等の防止を図る必要がある。
- ・不法投棄については、監視を強化して、発生そのものを減少させるとともに、発生した場合には、速やかに原因者等を特定して原状回復をさせる必要がある。

6. 化学物質による環境汚染対策等の推進

(1) 現況

- ・化学物質によっては、生産・流通・使用・廃棄の各過程を通じて環境中に排出され、大気、水などの環境中に残留したり、生体内で濃縮されたりして生態系や人の健康に悪影響を及ぼすものがあり、古くはPCBや農薬として使用されていたDDTなどが挙げられる。
- ・近年においては、農薬をはじめ樹脂原料、界面活性剤、薬品原料や船底塗料など、今までの評価では安全とされていた物質や濃度でも生殖異常や奇形などを誘発する可能性を持つ、いわゆる環境ホルモン(外因性内分泌かく乱物質)と呼ばれる物質やごみ等の焼却に伴うダイオキシン類が社会問題化している。
- ・身の回りの化学物質が増えて、常にいろいろな化学物質に長期にさらされることにより、アレルギー様の反応が生じ、体調不良をもたらす「化学物質過敏症」と呼ばれる病態の存在も指摘されている。
- ・平成11年に、多くの化学物質の排出量などの情報を公開することによって、家庭や地域を含めた社会全体で化学物質の管理を行おうとする化学物質排出把握管理促進法(PRT法)が公布されている。

(2) 課題

- ・化学物質による環境汚染を未然に防止するために、化学物質等が環境に与える影響を的確に評価し、実態を把握したうえで、排出抑制や事業場における適正な自主管理の徹底、監視体制の充実などを推進することが必要である。
- ・また、環境汚染と健康影響等についての調査・研究や科学的知見の集積を図り、関係機関と連携しながら、できるだけ早期に適切な対策を講じるための体制づくりを行うことが必要である。

第2節 共生 [人と自然が共生するうるおいのある社会づくり]

1. 生物の多様性の確保

(1) 現況

○植生

- ・ 県東部の脊振山頂から九千部山にかけては、ブナ、ミズナラ、アカガシ等の自然林がみられ、県北部の玄界灘に面する地域では、暖かい対馬海流の影響を受け、アコウ、ハマユウなどの暖地海浜植物が自生している。
- ・ 県西部の国見山地では、カシ、シイ等の自然林がみられ、黒髪山は全国的にも少ないカネコシダの自生地がある。
- ・ 県南部の経ヶ岳を主峰とする多良山系では、山頂付近のモミ、ツガの針葉樹林をはじめヒメシャラ等の天然林が分布している。
- ・ 本県の森林植生（自然林、二次林、植林地等）の特徴として、全森林面積に対する植林地面積の割合が67%と全国平均の41%と比べても非常に高くなっており、自然度の高い樹林地等は、本県の自然環境資源として非常に貴重なものとなっている。

○野生動物

- ・ 森林地域に生息する野生のほ乳類については、大型獣はイノシシだけであるが、そのほかニホンザル、キツネ、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、イタチなど比較的多様な種類が確認されている。
- ・ 鳥類については、これまでに330余種が確認されており、有明海の干潟や海岸線に近いハス田などは、カモ、シギ、チドリ類が多く渡来することで全国に知られている。また、玄界灘沿岸の虹の松原等は渡り鳥と海辺の鳥の楽園となっているほか、天然記念物であり県鳥でもあるカササギは佐賀平野を中心に全県下に生息している。
- ・ 両生類・は虫類では、カスミサンショウウオ、ブチサンショウウオは特に希少なもので、低地の丘陵や山沿いの地域に生息している。
- ・ 昆虫類では、全県下にナガサキアゲハ、クロセセリ、サツマシジミ、タイワンウチワヤンマ等が生息し、脊振山地や多良岳にはキリシマミドリシジミ、スギタニルリシジミ等の山地性の昆虫が生息している。
- ・ 淡水魚類は、100余種が確認されており、河川ではオヤニラミ、カワムツ等が、ため池やクリークではメダカ、フナ、ドジョウ等が生息している。
- ・ 海域での特徴的で珍しい生き物としては、有明海にはムツゴロウ、ワラスボ等の魚類、アゲマキガイ、ミドリシャミセンガイ等の貝類、シオマネキ等の各種のカニ等が生息し、伊万里湾には生きた化石といわれるカブトガニ等が生息している。

○保護対策

- ・ 現在、このように多様な野生動植物が生息・生育しているが、県内においても人間活動や各種開発をはじめ、いろいろな影響による生息・生育環境の悪化、減少が進んでいる。
- ・ 県では、希少な野生動植物の保護を図るため、個々の生息・生育実態を調査し、その希少の程度を明らかにした「佐賀県の絶滅のおそれのある野生動植物レッドデータブックさが」（平成12年発行）を作成している。その後、生育状況等調査や情報収集等を継続して行い、希少種の追加・補正版として「レッドデータリスト」（平成16年）を作成している。
- ・ また、県内において減少傾向が著しく、絶滅の危機にある種については、県条例による指定を行い、捕獲、採取等を禁止することによる保護を行っている。

(2) 課題

豊かな自然と共に生きることの重要性について普及啓発を行い、広く県民等における保護意識の醸成を図り、地元と一体となった保護体制を整備することが必要である。

また、地域の生態系に配慮した生息・生育環境の保全・創造を図るため、野生動植物の生息・生育環境についての情報、開発行為や人間の生活活動により負荷を与えないための配慮指針などの適切な情報提供をしていくことが必要である。

イノシシについては、生息頭数が増加していることが見込まれ、中山間地域を中心に農作物への被害や、集落への出現等が大きな問題となっており、生息数の適正な管理が必要となっている。

なお、次のことについては、今後、特に対策を進める必要がある。

○保全の強化と自然再生

野生動植物の生息・生育環境の人為的な悪化要因としては、観賞用や商業的利用などによる過剰な採取、開発や土地利用による生息・生育地の破壊あるいは環境悪化などがある。人間活動による影響を出来る限り回避・低減し、場合によっては積極的な再生・修復を進める必要がある。

○外来種対策

オオクチバスなどによる在来魚の捕食やセイタカアワダチソウによる在来植相破壊等といった外来種による影響を強く受けて絶滅の危機にさらされる動植物が多くなっている。しかしながら、外来種の影響について、一般にはまだ理解が十分とは言えない状況であることから、普及啓発を行う必要がある。

2. 地域の多様な自然環境の保全と創造

(1) 現況

○森林・農地等

- ・森林は水源のかん養や県土の保全、大気の浄化、二酸化炭素の吸収等の機能を有している。その面積・蓄積とも増加傾向にあるが、林業従事者の減少・高齢化など林業を取り巻く社会的環境は大きく変化している。
- ・また、農地、特に水田は、貯水池としての保水機能、洪水調節機能、土砂流出の抑制など、災害の未然防止や環境保全機能を有し、谷津田や里地は生物の生息場所としても良好な条件を備えている。

○水辺環境

- ・本県は、有明海と玄界灘という二つの海と多数の河川、湖沼、平野部のクリークなど、多種多様な水環境を有している。
- ・都市部の河川やクリークでは、経済性や機能性を優先したコンクリート護岸などの改修工事が進められてきたこともあり、本来生息・生育している動植物にとって、良好な環境ではなくなってきた。
- ・海岸については、特に有明海沿岸において、古くから埋立・干拓を繰り返してきたこともあり、人工海岸の割合（45%）は全国（26%）に比して高くなっている。（平成12年度版国土統計要覧）

(2) 課題

○開発行為等における環境への配慮

地域の自然が持つ公益的機能や生態系の維持・増進を図るため、開発行為等における環境への配慮を進める必要がある。

○身近な里地里山の保全

中山間地域における人口の減少や生活様式の変化等により、人為的な働きかけによって維持されてきた二次林等の機能が低下し、生態系の劣化が進んでいる。里地里山地域での絶滅危惧種の増加がみられており、人と自然（里地里山）との関わりを再構築することが必要となっている。

○自然環境の回復・創出

自然環境の回復・創出等を事業目的のひとつとした社会基盤の整備に当たっては、計画段階からの県民参加により、県民が自然の豊かさを実感し、その価値を理解すること

ができるような視点で行う必要がある。

3. 自然とのふれあいの推進

(1) 現況

- ・自然とのふれあいは、私たちに“やすらぎ”や“うるおい”を与え、豊かな心を育むことができる。これは自然に対する理解や自然への感謝、敬意の心を深めることにつながり、県民のニーズは今後ますます高まるものと考えられる。
- ・本県では、優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図るための自然公園として、玄海国定公園と黒髪山や天山など6つの県立自然公園が指定されており、唐津市の鏡山、波戸岬、満越、及び佐賀市にある北山国民休養地については、利用促進を図るために重点的な施設として整備し、適切な維持管理を行っている。
- ・特にいろは島（満越地区）には、自然体験プログラムを提供する自然体験ハウスや長期滞在が可能な宿泊施設も整備し、自然体験の拠点として活用している。
- ・県の面積に対する自然公園面積の割合は11%（全国35%）となっている。
- ・県土面積の45%（全国67%）を占めている森林は、水源のかん養や土砂災害の防止及び保健休養などの多面的な機能を有しており、県民の大切な財産である。

(2) 課題

○利用者のマナー向上

自然とふれあう機会が増えるに伴い、利用者のごみ投棄の問題が懸念されており、利用者のマナーを高め、人と自然とのふれあいに伴う環境への負荷を最小限に抑えることが必要となる。

○自然とのふれあい活動の支援

都市やその周辺における身近な自然の回復・復元をはじめ、ふれあいの場の整備とともに、自然に親しむイベントの開催やCSO等（市民社会組織）の活動に対する支援を推進する必要がある。

○森林ボランティア活動

県民に森林の重要性を理解していただくために、森林浴等の散策だけでなく、植栽や下草刈りなどを行う森林ボランティア活動への参加を推進する必要がある。

4. 文化的環境の保全と創出

(1) 現況

○豊でうるおいのあるまちづくり

- ・緑は水源のかん養や大気の浄化、防風・防砂などの防災の機能を持つほか、人々の心を和ませ、心身をリフレッシュさせる働きも持っており、快適な環境を創造していくための貴重な資源である。
- ・また、都市の骨格を形成する緑のオープンスペースとしての公園は、自然とのふれあいの場やスポーツ・レクリエーションの場の提供、さらに、災害時の避難地や環境保全など多様な機能を有しており、健全で安全な生活環境を確保するために重要なものである。
- ・本県の平成20年度末現在の都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積は、約10.9㎡となっている。
- ・また、都市化の進展などにより、都市部はもとより農山村地域においても、周辺景観と人工物との不調和や屋外広告物などの氾濫による違和感のある景観が見られるようになり、地域固有の美しい景観が失われつつある。

○歴史的・文化的遺産の保全と活用

本県は、全国的にも有名な吉野ヶ里遺跡、名護屋城跡などのほか、武家屋敷や街道の名残をとどめる通り、県西部の有田町、伊万里市などの窯跡、農村地域の棚田など多くの歴史的・文化的遺産を抱えている。

(2) 課題

○豊かでうるおいのあるまちづくり

- ・都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積を、平成 22 年度までに 13 m²にするという目標に向けて、さらなる整備促進が求められている。また、身近に利用できる公園の整備促進とバリアフリー対策や施設の老朽化に対応するために、既存公園の計画的な再整備を図る必要がある。
- ・そのためには、市町村と一体となって、適正な整備と維持・保全を計画的に推進していく必要がある。
- ・さらに、地域固有の美しい景観を、人々の心に残る佐賀の原風景として守り育て、活用することにより、生活空間や観光資源としての魅力を高めて行くとともに、良好な景観の保全や創造に関する気運を盛り上げていく必要がある。

○歴史的・文化的遺産の保全と活用

歴史や文化を一体的に感じ、地域への愛着や理解が深められるよう、歴史的・文化的遺産や自然景観の保全と活用に努めますが、周辺の環境との調和を図りながら、適正に保存、継承していくことが必要である。

第3節 参加と協働 [すべての主体が環境保全に参画する社会づくり]

1. 環境教育・環境学習等の推進

(1) 現況

- ・本県では、環境月間に行う美化活動、環境体験学習をはじめ、「佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議」を主体に、様々な環境保全意識の普及・啓発を図っている。
- ・学校教育においては、環境教育実践事例集や環境副読本を活用している。また、総合的な学習の時間での環境学習の実施等を図るための指導者用のプログラム集や小学校 5 年生向けの環境学習ノートを制作し、活用している。
- ・わが国においては、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が平成 16 年 10 月に完全施行されている。
- ・本県でも、平成 16 年 3 月に「佐賀県環境教育基本方針」を策定し、今後の佐賀県の環境教育の方向性を示したところである。

(2) 課題

- ・学校における環境教育にとどまらず、家庭、地域、事業所等が連携して、あらゆる年代に環境について学習する機会と場を提供していくことが必要である。
- ・特に、次代を担う子どもたちに対しては、自然体験や生活体験を通し、幼児期から自然や人間と環境とのかかわりを学ぶ施策の充実を図っていくことが必要である。
- ・環境教育に携わる様々な人材を育成し、積極的に連携していくことが必要である。

2. 各主体による環境保全行動の推進

(1) 現況

○家庭

- ・民生家庭部門の 2008 年度の二酸化炭素排出量は 800 千 t-CO₂ であり、基準年度 (1990 年) 度比で約 3.5% 減少、前年度比 11.7% 減少している。
- ・燃料種別に見てみると、電気の使用による二酸化炭素の排出が全体の約 6 割と大きな割合を占めており、次いで、LPG が約 2 割を占めている。
- ・2008 年度は冬季の高温に伴う暖房需要の減少や、電力の二酸化炭素排出係数の改善などにより、前年度比 11.7% の減少となったものの、基準年度以降、全体的には増加傾向にある。これは、人口は 1996 年度をピークに減少傾向となっているが、世帯数は 1990 年度以降、増加傾向にあり、世帯数の増加が生活必需品である家電製品の増加となり、二酸化

炭素排出量の増加につながっているものと思われる。

○事業所

- ・民生業務部門の2008年度の二酸化炭素排出量は、910千t-CO₂であり、基準年度（1990年）の排出量と比較すると、38.9%と大きく増加している。全ての燃料からの二酸化炭素排出量が増加している。
- ・燃料種別に見てみると、電気の使用による二酸化炭素の排出が全体の約8割と大きな割合を占めており、次いで、LPGとA重油がそれぞれ約1割を占めている。
- ・増加要因としては、第一に事業所等におけるパソコン等の電子機器類の普及が考えられる。その他の要因としては、店舗の売り場面積の増加が考えられる。
- ・卸売業・小売業の事業所数は減少傾向で、2007年度の事業所数は1991年と比較して25.3%減少しているが、売場面積は増加傾向で、2007年度の売場面積は1991年度より45.9%増加している。具体的に業態別の売場面積を見ると、2000年度以降総合スーパーと専門スーパーの売場面積が増加しており、2007年度の売場面積を1991年度と比較すると、総合スーパーで約2.5倍、専門スーパーで約4.1倍と大きく伸びている。事業所数は減少しているが、売り場面積は増加していることより、1事業所あたりの売り場面積が大きくなっている。

（2）課題

○家庭

- ・生活必需品である家電製品において、パソコンやDVDレコーダー、温水洗浄便座、食器洗い機など1990年当時は普及していなかった新しい種類の家電製品が登場している。こうした新しい種類の家電製品や、1世帯当たりの家電製品の保有台数が増加しており、これも二酸化炭素排出量の増加要因となっている。

○事業所

- ・店舗の大型化により、照明や冷暖房によるエネルギー消費量が増加するため、二酸化炭素排出量増加の要因になっている。
- ・また、24時間営業を行うコンビニエンス・ストア数、従業者数が増加しており、二酸化炭素排出量の増加要因となっている。

県民や事業者などの日頃の日常生活や社会経済活動において、環境への負荷を低減させるための実践的行動への積極的な参加を推進するとともに、これを生活習慣として定着させるための措置を講じることが必要である。

県、市町村が自ら率先して地球温暖化防止に向けた取組を行うほか、情報の提供、活動の場の整備、ネットワークづくり等を推進することが必要である。

第4節 環境保全の共通基盤の整備

（1）現況と課題

今日の環境問題は、原因や発生源の特定が比較的容易であったかつての産業公害から、自動車交通の増加に伴う大気汚染、生活排水による河川や海の水質汚濁などの都市・生活型公害が中心となっている。これらの環境問題は、その発生源が不特定多数で広範囲に及ぶことや原因と影響との関係が複雑化してきたこと等により、直接的な規制という手法のみでは十分な効果が期待できなくなっている。

このような今日の環境問題に対応して環境行政の積極的な展開を図るためには、従来の規制的手法の一層の充実を図るとともに、経済的メリットの付与等による誘導的手法、環境影響評価のような予防的・予見的的手法など、多様な手法を組み合わせ、適切に活用していくことが必要である。

さらに、県民の生活環境を保全するため、公害苦情などについては、公害紛争処理法に基づき、適正かつ迅速な処理に努める。

第3章 環境政策の指針

第1節 佐賀県環境基本条例

佐賀県環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念、県・市町・事業者及び県民の責務、環境保全に関する施策の基本事項を定めることにより、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の3項目となっている。

- 環境の恵沢の享受と継承
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 地球環境保全の推進

第2節 佐賀県環境基本計画

佐賀県環境基本計画は、佐賀県環境基本条例第11条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、また県民、事業者及び行政の各主体による環境保全活動の指針として平成12年度から平成21年度までの10年間の計画として制定された。

しかし、その後、環境に関する様々な法律や県条例が改正されるとともに、各々の施策に係る個別の県の計画やビジョン、方針等も新たに策定されるなど、環境問題を取り巻く状況は大きく変化した。

このため、計画を見直し、これらの法令、ビジョン、重点実施項目等に基づく施策の展開方向や具体的な取組内容等を盛り込むとともに、環境先進県づくりを推進する戦略的な計画として平成17年3月に改定した。

なお、見直しに当っては、以下の点に重点を置いた。

- ①今後5年間（平成17年度～平成21年度）で重点的に推進していくべき施策を盛り込むこと
- ②県民参加、県民協働の視点を強化すること
- ③指標を増やし、数値化するなど「いつまでに何をどうする」を明確にすること

この基本計画は、佐賀県が主体となって施策を展開し、また、自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにするとともに、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組の方向を明示している。

また、計画の目標年度は、引き続き平成21年度とし、環境基本条例の基本理念を受けて、「豊かで潤いのあるふるさと佐賀の実現」を、この環境基本計画における基本目標としており、この基本目標達成への道筋をより明確に示すため、以下の3つの基本指針を設定し、施策分野ごとの数値目標を設定している。

- 循環 [環境への負荷の少ない循環を基調とする社会づくり]
- 共生 [人と自然が共生するうるおいのある社会づくり]
- 参加と協働 [すべての主体が環境保全に参画する社会づくり]

なお、これら基本指針を踏まえつつ、今後5年間で重点的に推進していくべき8つの環境施策を、「佐賀のエコ・エイト戦略」として掲げ、県民、事業者、CSO、行政が協働しつつ「豊かで潤いのあるふるさと佐賀の実現」に先駆的・意欲的に取り組む環境先進県を目指している。

《基本目標》 豊かで潤いのあるふるさと佐賀の実現

《環境先進県づくり》

佐賀のエコ・エイト戦略（重点的に推進する8つの施策）

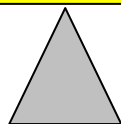
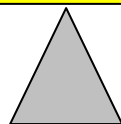
1. 幼児期からはじめる環境教育
2. 新エネルギー、省エネルギーの推進
3. 循環型社会づくり
4. こだまの森林（もり）づくり
5. 有明海の環境保全
6. 多様な動植物が生息する環境づくり
7. 食の安全と環境の好循環
8. 佐賀の美しい景観づくり

《基本指針》

循環

共生

参加・協働



県民

事業者

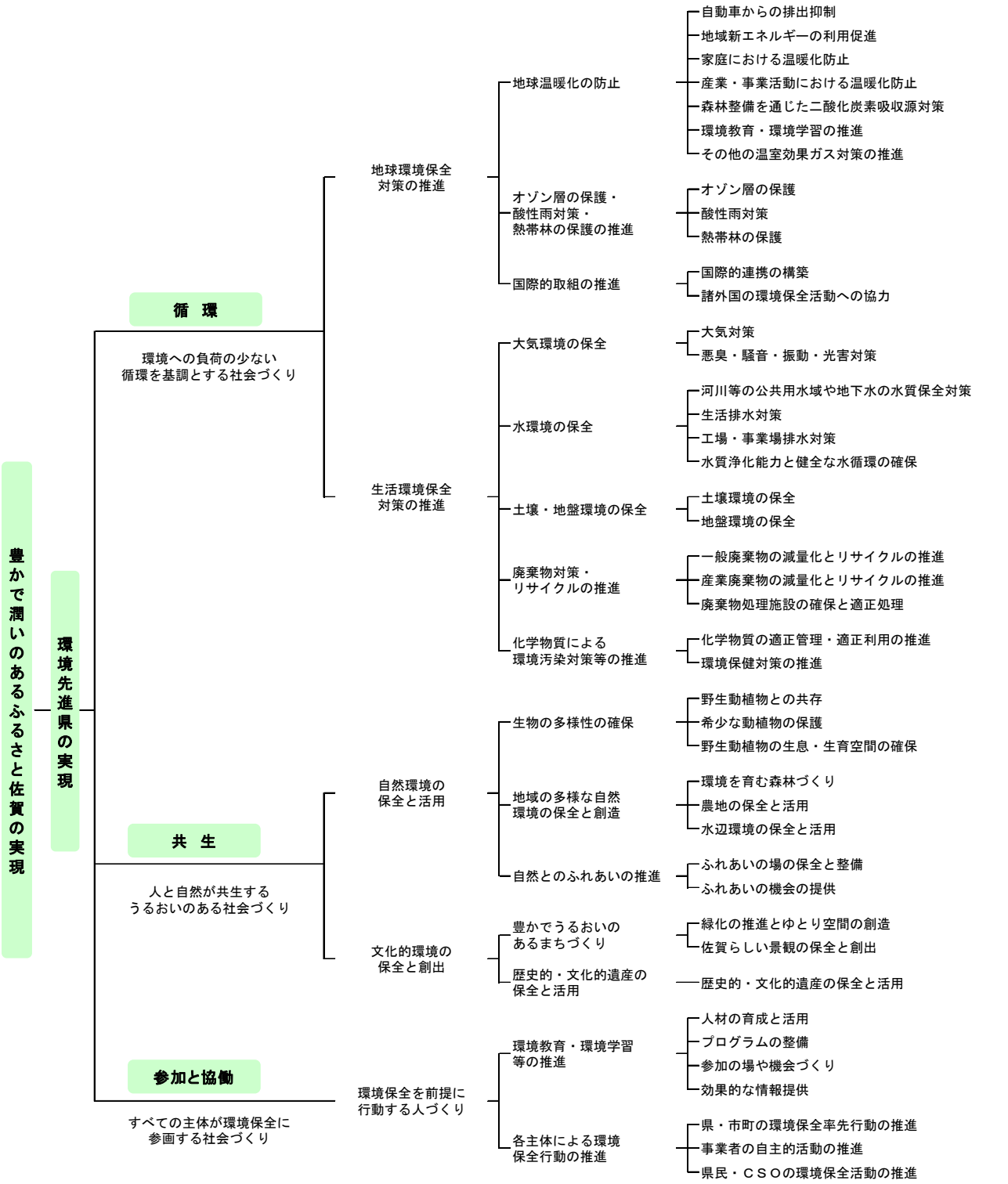
CSO

行政

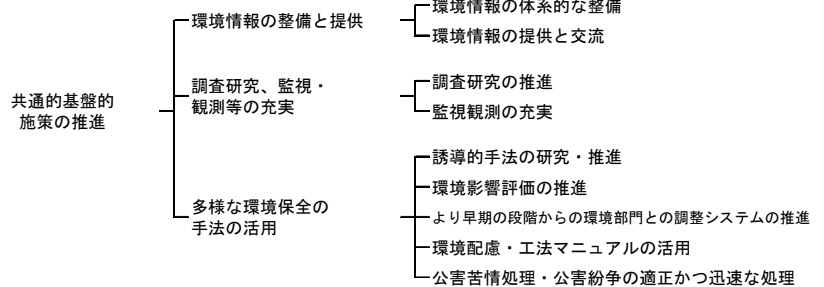
〔基本目標〕

〔基本指針〕

〔施策の展開方向〕



環境保全の共通基盤の整備



「環境基本計画」数値目標

環境指標	計画策定時(H15)	現況(H21)	目標(H21)
【環境目標】地球温暖化対策を推進し、エネルギーを無駄使いたない社会を構築する。			
温室効果ガス排出量削減率(対基準年1990年比)	6.4%増(H12)	6.7%減	7%減(H22)
低公害車保有台数	43,693台	324,204台	120,000台
住宅用太陽光発電設置数	3,094件	9,059件	9,000件
E S C O事業実施事業所数	2事業所	3事業所	10事業所
森林整備面積	4,300ha(H16)	23,078ha	50,000ha(H25)
こどもエコクラブ参加数	590人(H16)	1,599人	1,000人
光ビーコン設置数	182基	297基	430基
地球温暖化対策実行計画策定市町数	8市町	全市町	全市町
I S O 1 4 0 0 1 認証取得事業所数	72箇所	104箇所	130箇所
環境サポーター数	29人	140人	50人
地球となかよし園認定数	-	50園	50園
【環境目標】オゾン層を破壊するフロン類が環境に排出されないよう回収及び破壊の推進を図る。			
【環境目標】硫黄酸化物、窒素酸化物等の酸性雨原因物質の削減を進める。			
【環境目標】森林資源の利用に際し、環境への配慮を図る。			
県内素材消費量に占める県産材の割合	39%(H16)	52%	43%
【環境目標】きれいで、すがすがしい空気の中で、やすらかな生活が営める大気環境を確保する。			
【環境目標】静かでやすらかな生活が営める環境を確保する。			
二酸化硫黄環境基準達成率	100%	100%	100%
二酸化窒素環境基準達成率	100%	100%	100%
一酸化炭素環境基準達成率	100%	100%	100%
有害大気汚染物質環境基準達成率	100%	100%	100%
渋滞対策を行った箇所数(累計)	3箇所	22箇所	20箇所
道路の緑化延長	215km(H14)	228	220km
自動車騒音に係る環境基準達成率	53%	98.5%	向上
自動車交通振動に係る要請限度	100%	100%	100%
【環境目標】良好な水質を維持し、水資源の適正な利用に努め、水環境を保全する。			
健康項目の環境基準達成率	100%	100%	100%
河川環境基準達成率	93.4%	100%	100%
污水处理人口普及率	54.4%	71.3%	74%(H22)
小川、水路など河川上流域ではホタルが生息できる環境(概ねBOD:2.5mg/L以下、DO:7.5mg/L以上)を守り育てる。(H21)			
ため池など河川下流域ではフナやコイが生息できる環境(概ねBOD:5mg/L以下、DO:5mg/L以上)を守り育てる。(H21)			
【環境目標】安全で安心して暮らせる土壌環境を確保する。			
【環境目標】安心して暮らせる地盤環境を確保する。			
白石地区の地下水採取量	3,499千m ³ /年(H14)	4,558千m ³ /年	3,000千m ³ /年
地下水への転換を図るため、嘉瀬川ダム建設事業及び筑後川下流土地改良事業の早期完成を目指す	嘉瀬川ダム 仮排水トンネル工事 開始	ダムコンクリート打 設工事	ダムコンクリート 打設完了(H22)
【環境目標】廃棄物の減量化・リサイクル・適正処理を推進し、循環型社会の形成を図る。			
産業廃棄物のリサイクル率	40.0%(H12)	51.7%	51.0%
産業廃棄物の最終処分率	12.1%(H12)	2.5%	4.0%(H22)
静脈産業の立地件数	-	5件	5件
リサイクル製品認定数	20製品	101製品	52製品
産業廃棄物の不法投棄年間件数	16件	16件	12件
【環境目標】地域住民とともに生態系を保全し、現状の生息生物種の維持を図る。			
植生自然度8~10の地域、特定植物群落、天然記念物などの状態	-	現状維持	現状維持
必要な管理行為以外は極力そのままの状態での保存する。			
【環境目標】地域が育んできた個性ある多様な自然環境を将来にわたり確保する。			
森林整備面積(再掲)	4,300ha(H16)	23,078ha	50,000ha(H25)
広葉樹の植栽本数	80,000本(H16)	912,311本	100万本(H25)
多自然川づくり整備延長	62.8km(H16)	91.1km	100.0km(H22)

【環境目標】豊かな自然と親しみ、ふれあえる場や機会を確保する。			
自然観察指導員養成数	165人(H16)	187人	200人
森林ボランティア団体数	15団体(H16)	17団体	100団体(H25)
【環境目標】豊かでうるおいのあるまちづくりに努める。			
都市公園面積	9.7㎡/人	12.0㎡/人	13.0㎡/人(H22)
美しい景観の選定	-	12箇所	10箇所
施策プランの策定	-	11箇所	10箇所
【環境目標】環境問題の正しい理解を通して、一人ひとりの環境に配慮する意識を醸成する。			
こどもエコクラブ参加数(再掲)	590人(H16)	1,599人	1,000人
環境教育年間指導計画作成校率	-	100%	90%
地球となかよし園認定数(再掲)	-	50園	50園

「佐賀のエコ・エイト戦略」数値目標

環境指標	計画策定時(H15)	現況(H21)	目標(H21)
幼児期からはじめる環境教育			
地球となかよし園認定数(再掲)	-	50園	50園
新エネルギー、省エネルギーの推進			
クリーンエネルギー自動車保有台数	793台	5,992台	2,400台
住宅用太陽光発電設置件数(再掲)	3,094件	9,059件	9,000件
風力発電(1,000kW以上)施設数	2基	28基	25基
バイオマス発電、熱利用施設数	0基	0基	3基
新エネルギー導入県有施設数	7箇所	9箇所	15箇所
ESCO事業実施事業所数(再掲)	2事業所	3事業所	10事業所
循環型社会づくり			
産業廃棄物のリサイクル率(再掲)	40.0%(H12)	51.7%	51.0%
産業廃棄物の最終処分率(再掲)	12.1%(H12)	2.5%	4.0%(H22)
静脈産業の立地件数(再掲)	-	5件	5件
リサイクル製品認定数(再掲)	20製品	101製品	52製品
産業廃棄物の不法投棄年間件数(再掲)	16件	16件	12件
こだまの森林(もり)づくり			
森林整備面積(再掲)	4,300ha(H16)	23,078ha	5万ha(H25)
広葉樹の植栽本数(再掲)	80,000本(H16)	912,311本	100万本(H25)
森林ボランティア団体数(再掲)	15団体(H16)	17団体	100団体(H25)
有明海の環境保全			
河川環境基準達成率(再掲)	93.4%	100%	100%
汚水処理人口普及率(再掲)	54.4%	71.30%	74.0%(H22)
広葉樹の植栽本数(再掲)	80,000本(H16)	912,311本	100万本(H25)
森林ボランティア団体数(再掲)	15団体(H16)	17団体	100団体(H25)
多自然川づくり整備延長(再掲)	62.8km(H16)	91.1km	100.0km(H22)
環境保全型農業に取り組む農業者の割合	16%	-	-
有明海一斉清掃におけるごみ回収量	1,500m ³	453m ³	1,200m ³
多様な動植物が生息する環境づくり			
県希少野生動植物種の指定数	12種	19種	40種
檜原湿原の良好な湿地面積率	25%	51%	100%
職の安全と環境の好循環			
環境保全型農業に取り組む農業者の割合(再掲)	16%	-	-
良質たい肥の生産割合	47%	-	-
生産されたたい肥のうち耕種農家が使用する割合	73%	-	-
学校給食における副食の県産品の使用割合	41%(H16)	54.50%	45%(H20)
佐賀の美しい景観づくり			
美しい景観の選定(再掲)	-	11箇所	10箇所
施策プランの策定(再掲)	-	12箇所	10箇所